

被懲戒外国法事務弁護士法人の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置に関する基準

(平成二十六年十二月十八日理事会議決)

改正 令和 二年 三月一八日

(目的)

第一 この基準は、日本弁護士連合会から外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号。以下「特別措置法」という。)第五十二条第二項第二号に掲げる懲戒の処分(以下「処分」という。)を受けた外国法事務弁護士法人(以下「被懲戒外国法事務弁護士法人」という。)の業務停止の期間中における業務規制等について、弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置を定め、もって、国民の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士会及び日本弁護士連合会に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保するとともに、処分の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の説示)

第二 日本弁護士連合会は、処分の告知に当たり、被懲戒外国法事務弁護士法人に対し、次に掲げる事項及び弁護士会が別に定める規制措置について説明し、その遵守を説示しなければならない。

1 外国法事務弁護士法人の業務停止のとき

(受任事件の取扱い)

一 被懲戒外国法事務弁護士法人は、受任している法律事件(以下「受任事件」という。)について、次のイ及びロに従った措置を採らなければならない。

イ 被懲戒外国法事務弁護士法人は、直ちに依頼者との委任契約を解除しなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、業務停止の期間が一箇月以内であつて、依頼者が委任契約の継続を求めてその旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会又は日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)に提出する場合は、被懲戒外国法事務弁護士法人は、依頼者との委任契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒外国法事務弁護士法人が依頼者に対して委任契約の継続を求める働きかけをした場合は、この限りで

ない。

- 二 (顧問契約の取扱い)  
被懲戒外国法事務弁護士法人は、直ちに依頼者との顧問契約を解除しなければならない。  
(預り金の受領禁止)
- 三 被懲戒外国法事務弁護士法人は、和解金等の弁済その他依頼者のために預り金を受領してはならない。依頼者から金員を預かる場合も、同様とする。ただし、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百五十四条に該当する場合は、この限りでない。  
(依頼者等への引継ぎ)
- 四 被懲戒外国法事務弁護士法人は、第一号又は第二号の規定により委任契約又は顧問契約を解除した場合は、依頼者及び当該法律事務を新たに取り扱う弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人(以下「弁護士等」という。)に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなければならない。  
(報酬の相殺禁止)
- 五 被懲戒外国法事務弁護士法人は、被懲戒外国法事務弁護士法人の預り金口座等に業務停止の期間中に入金された和解金等の預り金について、依頼者に対する預り金返還債務と外国法事務弁護士法人の報酬の請求権を相殺してはならない。  
(指定の取扱い)
- 六 被懲戒外国法事務弁護士法人は、その社員と依頼者との間の指定関係を終了させなければならない。ただし、被懲戒外国法事務弁護士法人の業務停止の期間が一箇月以内であって依頼者が指定の継続を求めるときは、指定を継続して業務停止の期間が満了した後に再び業務を行うことができる。  
(復代理人の選任等)
- 七 被懲戒外国法事務弁護士法人は、新たに復代理人を選任し、又は社員並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士(以下「社員等」という。)を新たに加入させ、若しくは雇用する等してはならない。  
(復代理人等の監督)
- 八 被懲戒外国法事務弁護士法人は、処分を受ける前に選任した復代理人並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士(以下「使用人弁護士等」という。)に対し、指示及び監督をしてはならない。

(事務所の管理行為等)

九 被懲戒外国法事務弁護士法人は、事務所の管理行為及び賃貸借契約並びに使用人弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(事務所の使用)

十 被懲戒外国法事務弁護士法人は、その事務所を自らの外国法事務弁護士法人の業務を行う目的で使用してはならない。ただし、受任事件の引継ぎその他この基準によつて業務停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときは、その事務所の使用目的その他必要な事項の届出を行った上で、弁護士会等の承認を得てその事務所を使用することができる。自らの外国法事務弁護士法人の業務以外の目的で使用する場合であっても、被懲戒外国法事務弁護士法人は、弁護士会等が求めるときは、その事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならぬ。

被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等が、自己の業務(社員については、特別措置法第五十条の十三第二項において準用する弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。))第三十条の十九第二項の規定に抵触しない業務に限る。以下同じ。)について、被懲戒外国法事務弁護士法人の事務所を使用することを妨げない。

(事務所表示の除去)

十一 被懲戒外国法事務弁護士法人は、直ちに外国法事務弁護士法人及びその事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。以下同じ。)しなければならない。ただし、被懲戒外国法事務弁護士法人が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(広告の除去)

十二 被懲戒外国法事務弁護士法人は、前号に規定するほか、外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程(会規第四十五号)第二条に規定する広告をしているときは、直ちにこれを除去し、又は弁護士会等の指示に従わなければならない。

(名刺等の使用)

十三 被懲戒外国法事務弁護士法人及びその社員等は、被懲戒外国法事務弁護士法人及びその社員等として使用

する名刺並びに被懲戒外国法事務弁護士法人の事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。ただし、被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、自己の事務所名称を表示する必要がある場合において、自己の業務のためであることを明記した上で使用することができる。被懲戒外国法事務弁護士法人及びその社員等以外の事務所を共にする弁護士等は、事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用することができる。

(社員等の自己の業務としての法律事件等の取扱い)

十四 被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、自己の業務として受任をする法律事件及び顧問契約（以下「法律事件等」という。）について、次のイからニまでに従って取り扱わなければならない。

イ 被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、被懲戒外国法事務弁護士法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等については、業務を行うことができる。

ロ 被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、被懲戒外国法事務弁護士法人が第一号又は第二号の規定により解除すべき、又は解除した法律事件等を、自己の業務として引き継いで受任することができない。

ハ ロの規定にかかわらず、特別措置法第五十条の十三第二項において準用する法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない場合であつて、かつ、依頼者が被懲戒外国法事務弁護士法人の業務停止に係る説明を受けた上で当該社員等に委任する旨の書面を作成して受任を求めるときは、当該社員等は、自己の業務として引き継いで行うことができる。ただし、当該社員等が依頼者に対して委任を求め働きかけをした場合は、この限りでない。

ニ 被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、ハの規定により自己の業務として引き継いで受任した場合において、弁護士会等の求めがあつたときは、依頼者から受領したハの書面を提示し、その写しを提出する等しななければならない。

(法人名義の口座の使用禁止)

十五 被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、被懲戒外国法事務弁護士法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等の業務及び被懲戒外国法事務弁護士法人から引き継いだ法律事件等の業務を行う場合において、被懲戒外国法事務弁護士法人名義の口座を使用して依頼者、相手方等から金銭の送金を受けなければならない。

(事務所の設置等の禁止)

十六 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止の期間中は、事務所を設け、又は移転してはならない。

(弁護士会等との連絡)

十七 被懲戒外国法事務弁護士法人は、弁護士会等と容易に連絡を取ることができず、その状態を維持し、弁護士会等の求めがある場合は、この基準に定める遵守事項の履行状況を報告し、弁護士会等の指導及び監督に従わなければならない。

## 2

外国法事務弁護士法人の事務所の業務停止のとき

(受任事件の取扱い)

一 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所が主として業務を行う受任事件について、次のイ及びロに従った措置を採らなければならない。

イ 被懲戒外国法事務弁護士法人は、直ちに依頼者との委任契約を解除しなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、業務停止の期間が一箇月以内であつて依頼者が委任契約の継続を求め、又は依頼者が被懲戒外国法事務弁護士法人の他の事務所が業務を行うこととして委任契約の継続を求め、又は依頼者の旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会等に提出する場合は、被懲戒外国法事務弁護士法人は、依頼者との委任契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒外国法事務弁護士法人が依頼者に対して委任契約の継続を求める働きかけをした場合は、この限りでない。

(顧問契約の取扱い)

二 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所が主として業務を行う顧問契約について、次のイ及びロに従った措置を採らなければならない。

イ 被懲戒外国法事務弁護士法人は、直ちに依頼者との顧問契約を解除しなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、依頼者が被懲戒外国法事務弁護士法人の他の事務所が業務を行うこととして顧問契約の継続を求めてその旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会等に提出する場合は、被懲戒外国法事務弁護士法人は、依頼者との顧問契約を解除しないことができる。ただし、被懲戒外国法事務弁護士法人が依頼者に対して顧問契約の継続を求める働きかけをした場合は、この限りでない。

(預り金の受領禁止)

三 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所が主として業務を行う法律事件等について、和解金等の弁済その他依頼者のために預り金を受領してはならない。依頼者から金員を預かる場合も、同様とする。ただし、民法第六百五十四条に該当する場合は、この限りでない。

(依頼者等への引継ぎ)

四 被懲戒外国法事務弁護士法人は、第一号又は第二号の規定により委任契約又は顧問契約を解除した場合は、依頼者及び当該法律事務を新たに取扱い弁護士等に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなければならない。(報酬の相殺禁止)

五 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所が主として業務を行う法律事件等に関し、被懲戒外国法事務弁護士法人の預り金口座等に業務停止の期間中に入金された和解金等の預り金について、依頼者に対する預り金返還債務と外国法事務弁護士法人の報酬の請求権を相殺してはならない。

(指定の取扱い)

六 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所を登録事務所とする社員と依頼者との間の指定関係を終了させなければならない。ただし、業務停止の期間が一箇月以内であつて依頼者が指定の継続を求めるときは、指定を継続して業務停止の期間が満了した後再び業務を行うことができる。

(復代理人の選任等)

七 被懲戒外国法事務弁護士法人は、事務所の業務停止により解除すべき法律事件等について新たに復代理人を選任し、又は業務停止に係る事務所を登録事務所とする社員等を新たに加入させ、若しくは雇用する等してはならない。

(復代理人等の監督)

八 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所が主として業務を行う法律事件等について、処分を受ける前に選任した復代理人及び使用人弁護士等に対し、指示及び監督をしてはならない。

(事務所の管理行為等)

九 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所の管理行為及び賃貸借契約並びに当該事務所を登録事務所又は就業場所とする使用人弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。(事務所の使用)

十 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所を自らの外国法事務弁護士法人の業務を行う目的で使用してはならない。ただし、受任事件の引継ぎその他この基準によって業務停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときは、その事務所の使用目的その他必要な事項の届出を行った上で、弁護士会等の承認を得てその事務所を使用することができる。自らの外国法事務弁護士法人の業務以外の目的で使用する場合であっても、被懲戒外国法事務弁護士法人は、弁護士会等が求めるときは、その事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならない。

被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等が、自己の業務について、業務停止に係る事務所を使用することを妨げない。

(事務所表示の除去)

十一 被懲戒外国法事務弁護士法人は、業務停止に係る事務所につき、直ちに外国法事務弁護士法人及びその事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去しなければならない。ただし、当該事務所が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(広告の除去)

十二 被懲戒外国法事務弁護士法人は、前号に規定するほか、業務停止に係る事務所について、外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程第二条に規定する広告をしているときは、直ちにこれを除去し、又は弁護士会等の指示に従わなければならない。

(名刺等の使用)

十三 被懲戒外国法事務弁護士法人及び業務停止に係る事務所を登録事務所とする被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、業務停止に係る事務所を登録事務所とする社員等として使用する名刺並びに当該事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。ただし、業務停止に係る事務所を登録事務所とする被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、自己の事務所名称を表示する必要がある場合において、自己の業務のためであることを明記した上で使用することができる。被懲戒外国法事務弁護士法人及びその社員等以外の事務所を共にする弁護士等は、事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用することができる。

(社員等の自己の業務としての法律事件等の取扱い)

十四 業務停止に係る事務所を登録事務所とする被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、自己の業務として受任をする法律事件等について、次のイからニまでに従って取り扱わなければならない。

イ 業務停止に係る事務所を登録事務所とする被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、被懲戒外国法事務弁護士法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等については、業務を行うことができる。

ロ 業務停止に係る事務所を登録事務所とする被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、被懲戒外国法事務弁護士法人が第一号又は第二号の規定により解除すべき、又は解除した法律事件等を、自己の業務として引き継いで行うことができない。

ハ ロの規定にかかわらず、特別措置法第五十条の十三第二項において準用する法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない場合であつて、かつ、依頼者が被懲戒外国法事務弁護士法人の業務停止に係る説明を受けた上で当該社員等に委任する旨の書面を作成して受任を求めるときは、当該社員等は、自己の業務として引き継いで行うことができる。ただし、当該社員等が依頼者に対して委任を求めるときは、自己の業務として引き継いで行うことができない。

ニ 業務停止に係る事務所を登録事務所とする被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、ハの規定により自己の業務として引き継いで受任した場合において、弁護士会等の求めがあつたときは、依頼者から受領したハの書面を提示し、その写しを提出する等しなければならない。

(法人名義の口座の使用禁止)

十五 業務停止に係る事務所を登録事務所とする被懲戒外国法事務弁護士法人の社員等は、被懲戒外国法事務弁護士法人が処分を受ける前から自己の業務として受任していた法律事件等の業務及び被懲戒外国法事務弁護士法人から引き継いだ法律事件等の業務を行う場合において、被懲戒外国法事務弁護士法人名義の口座を使用し、依頼者、相手方等から金銭の送金を受けてはならない。

(事務所の設置等の禁止)

十六 被懲戒外国法事務弁護士法人は、弁護士会の地域内の全ての事務所について処分を受けたときは、業務停止の期間中は、その地域内において事務所を設け、又は移転してはならない。



(弁護士会等との連絡)

十七 被懲戒外国法事務弁護士法人は、弁護士会等と容易に連絡を取ることができるとして維持し、弁護士会等の求めがある場合は、この基準に定める遵守事項の履行状況を報告し、弁護士会等の指導及び監督に従わなければならない。

(指導及び監督)

第三 弁護士会等は、被懲戒外国法事務弁護士法人及びその社員等がこの基準及び弁護士会等の定める規制措置を遵守するよう指導及び監督をしなければならない。

(弁護士会の定める規制)

第四 弁護士会は、必要がある場合は、被懲戒外国法事務弁護士法人に対する業務停止(事務所の業務停止を含む。)の期間中における業務の規制及び弁護士会の採るべき措置について、この基準に準じ別に定めることができる。

附 則

この基準は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

附 則 (令和二年三月一八日改正)

- 1 題名、第一及び第二の改正規定は、令和二年九月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第一及び第二の規定は、施行日以後の処分に適用し、同日前の処分については、なお従前の例による。